

様式 1 の作成に係る作成要領

【配布対象】

- ・令和 2 年 4 月に新たに高等学校の第 1 学年の生徒となる者
- ・令和 2 年 4 月に新たに中等教育学校後期課程の第 1 年次の生徒となる者
- ・令和 2 年 4 月に特別支援学校高等部の第 1 学年の生徒となる者
- ・その他、令和 2 年 4 月に高等学校等へ編入学する者

【予備冊子の配布について】

各教育委員会等での利用や所管・担当する学校における冊子不足等に対応するため、各教育委員会等に対し、予備の冊子を配布するので、貴課及び域内で高等学校等を置く市町村教育委員会（指定都市を除く）の送付先等を配布対象生徒数等一覧に併せて記入すること。

なお、予備として配布する冊子の部数については、文部科学省において決定し一覧表に記載するので、各機関において一覧表に記載する必要はない。

1 様式 1 の作成方法について

- (1) 貴課において所管・担当する全学校分を取りまとめの上、提出すること。
- (2) 配布対象生徒の有無にかかわらず、全ての学校について記入すること。
- (3) 市区町村（指定都市を除く）立の高等学校等分については、当該市区町村が存在する都道府県において取りまとめの上、提出すること。

2 様式 1 の記入について

- (1) 都道府県市番号や機関名等の必要事項を忘れずに記入すること。
- (2) 全ての教育委員会等及び学校（休校等を含む）について必ず記入すること。
- (3) 様式の各列には項目名に従い、次のとおり記入すること。

列	項目	記入方法等
A	都道府県市番号	国立大学法人は、事務局本部が所在する都道府県市番号を使用。
B	設置者	「① 公」：公立学校 「② 私」：私立学校 「③ 国」：国立学校 「④ 株」：株式会社立学校 「⑤ 委」：都道府県・指定都市・市町村教育委員会 「⑥ 県」：都道府県私立学校事務担当課 「⑦ 大」：国立・公立大学法人附属学校事務担当課 「⑧ 地」：地方公共団体株式会社立学校事務担当課 ※「⑤委」～「⑧地」と記入した場合には、以下の「C 校種・課程」「D 学校番号」「E 新設」「P 配布対象生徒数」の欄は空欄とする。
C	校種・課程	「1」：高等学校（全日制） 「2」：高等学校（定時制） 「3」：高等学校（全日制・定時制併置）

		「4」：高等学校（通信制（独立：通信制課程のみ）） 「5」：高等学校（通信制（全日制と併置）） 「6」：高等学校（通信制（定時制と併置）） 「7」：高等学校（通信制（全日制・定時制と併置）） 「8」：中等教育学校 「9」：特別支援学校
D	学校番号	「B 設置者」の欄で入力した設置者ごとに通し番号を記入。
E	新設	令和2年度から生徒を受け入れる学校に「新」と記入。
F	郵便番号	7桁の郵便番号を半角数字（「-」（ハイフン）も半角とする）で記入。
H	送付先住所	都道府県から記入することとし、「#」等はいない。地番は「1-2-3」のように半角数字で記入し、「1丁目2番地の3」のように記入しないこと。また、各町村に所在する学校について、住所に「〇〇郡」と郡名がある場合は必ず省略せずに記入。
L	送付先名称	送付先の名称（学校名等）を記入。その際、必ず〇〇県立△△高等学校、〇〇市立△△高等学校など正式な名称を記入すること。
P	配布対象生徒数	副教材の配布対象となる生徒数を記入。休校等により配布対象となる生徒がない場合や教育委員会等について記入する際には空欄とする。
Q	電話番号	半角数字で（「-」（ハイフン）も半角とする）市外局番から記入すること。

- (4) 外字は使用しないこと。代替可能な文字がない場合は、平仮名等で記入すること。
- (5) 様式に入力されている数式や入力規則等は絶対に変更しないこと。
- (6) 集計欄に貴課で入力した内容が自動集計されるので、学校基本調査等と照合するなど、記載内容に誤りがないことを確認の上で様式を提出すること。

3 必要部数等一覧の提出先

- (1) 次に示す宛先に電子メールの添付ファイルとして送信すること。

電子メールアドレス kyoiku@mext.go.jp

- (2) 提出の際、様式ファイルの名称及び電子メールの件名は次のとおりとすること。

（都道府縣市番号）配布対象生徒数調査【様式1】_〇〇県(市)公立（△△県私立等）

【例】「1 配布対象生徒数調査【様式1】_北海道公立」

4 副教材の配送について

様式に記載のある学校等に対して、令和2年5月頃までに配送する（予定）。

5 副教材の不足が生じた場合の対応

配送後に、副教材の不足が生じた場合には、設置者ごとに学校間で調整を図ることとし、学校間での調整が難しい場合には、貴課へ送付している予備分で対応すること。貴課において、調整が困難になった場合は、同一都道府県内の他の設置者と相談の上で調整を図ること。それでも調整が困難な場合は、文部科学省に連絡すること。